

○江田島市議会議員の会派及び会派代表者会議規程

平成18年3月28日

議会規程第1号

改正 平成27年2月2日議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、江田島市議会議員（以下「議員」という。）の会派及び江田島市議会会議規則（平成16年江田島市議会規則第1号）別表に規定する会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）並びに江田島市議会基本条例（平成25年江田島市条例第36号）第4条第4項に規定する会派の代表者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会派)

- 第2条 議員は、3人以上をもって会派を結成することができる。
- 2 会派は、その名称、代表者及び役員を定めなければならない。
 - 3 会派を結成した場合、その代表者は、会派結成届（様式第1号）を議長に届け出なければならない。
 - 4 前項に定める会派結成届の届出事項に変更が生じた場合、その代表者（代表者の変更にあつては旧代表者）は、速やかに会派変更届（様式第2号）を議長に届け出なければならない。
 - 5 前3項の規定は、構成議員3人未満のため、会派を構成していない議員についても準用する。

(代表者会議の設置)

第3条 議会に関する諸問題について、会派間の意見調整及び協議並びに諸般の連絡をするため、代表者会議を置く。

(協議事項)

第4条 代表者会議は、次の事項を協議する。

- (1) 議員の身分に関すること。
- (2) 議員の政治倫理に関すること。
- (3) 議員の研修に関すること。

(4) 政務活動費に関すること。

(5) 人事案件に関すること。

(6) 市政上重要な案件の報告に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、議員において会派間の意見調整その他議会運営上必要と認めること。

(組織)

第5条 代表者会議は、議長、副議長及び第2条第1項に規定する会派の代表者をもって構成する。

(会議)

第6条 代表者会議は、議長が必要と認めた場合又は2以上の会派の要請があったときに議長が招集し、これを主宰する。

2 代表者会議は、代表者総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(代理者の出席)

第7条 議長は、会派の代表者に事故あるときは、その会派に所属する議員の中から、代理者を出席させることができる。

(会派を構成していない議員の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、代表者会議に会派を構成していない議員の出席を求め、発言を許すことができる。

(公開)

第9条 代表者会議は、公開する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(記録)

第10条 議長は、職員をして概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(決定事項の遵守)

第11条 議員は、代表者会議で決定した事項については、これを遵守しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月2日議会規程第2号）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

江田島市議会議長

様

会派の名称

代表者氏名

会 派 結 成 届

次のとおり会派を結成しましたので、江田島市議会議員の会派及び会派代表者会議規程第2条第3項の規定により届け出ます。

記

1 名 称	
2 会 派 を 代 表 する者の氏名	
3 結 成 年 月 日	
4 会 計 幹 事 そ の 他 の 役 員 の 氏 名	

5 所属議員の氏名

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

江田島市議会議長

様

会派の名称
代表者氏名

会 派 変 更 届

年 月 日付で提出した会派事項に変更を生じたので、江田島市議
会議員の会派及び会派代表者会議規程第2条第4項の規定により届け出ます。

記

	新	旧
1 変 更 年 月 日	年 月 日	年 月 日
2 名 称		
3 会 派 を 代 表 す る 者 の 氏 名		
4 結 成 年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 会 計 幹 事 そ の 他 の 役 員 の 氏 名		

6 所属議員の氏名		
-----------	--	--